

別記

防災設備保守点検業務仕様書

防災設備保守点検業務（以下「保守点検業務」という。）は、この仕様書に定めるほか、消防法、その他関係法規に基づき行うものとする。

1 対象施設

対象施設は次のとおりとする。

なお、当該業務は対象施設ごとに行うものとする。

- (1) 岩手県立総合教育センター
- (2) 岩手県立生涯学習推進センター

2 点検設備及び点検時期

(1) 点検設備

別表「防災設備一覧表」（対象施設別）のとおりとする。

(2) 点検時期

点検の実施にあたっては、委託者の運営に支障のない時期に行うこととし、事前に日程調整を行い、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務担当者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成し、作業開始前までに委託者の承諾を得るものとする。

- | | |
|--------|---------------------|
| ア 機器点検 | 年2回（概ね6月毎に実施） |
| イ 総合点検 | 年1回（第2回機器点検時に実施） |
| ウ 臨時点検 | 年1回（消防防災訓練における指導助言） |
| エ 随時点検 | 必要の都度 |

(3) 耐圧性能の点検時期

ア 消火栓ホース（3年に1回）

- ・ 岩手県立総合教育センター
令和9年度実施予定
- ・ 岩手県立生涯学習推進センター
令和8年度実施予定

イ 連結送水管（岩手県立総合教育センターのみ）

- ・ ホースの耐圧性能点検
なし（ホース設置なし）
- ・ 配管の耐圧性能点検（3年に1回）
令和10年度実施予定

3 点検基準及び点検結果報告

消防法、その他関係法規による点検基準に基づき保守点検業務を行い、業務終了後、報告書を委託者に提出するものとする。

4 費用負担

機器点検、総合点検及び随時点検に必要な器具及び消耗品等は受託者の負担とする。

ただし、受託者の責から生じた原因による部品交換の必要があるときは、協議の上行うものとする。

5 その他

(1) 受託者は、委託者から対象設備に故障及び事故等の連絡があった場合、直ちに職員を派遣すること。

(2) 本仕様書以外の事項については、その都度、協議の上実施するものとする。